

第3章 日本標準職業分類に関する一般原則

1 職業の定義

職業とは、個人が継続的に遂行している収入を伴う仕事をいう。

仕事の継続性とは、仕事が一時的ではなく、毎日・毎週・毎月の周期をもって行なわれているか、季節的に行なわれているか、または明瞭な周期をもたないでも続けて行なわれているか、あるいは現に持っている仕事について、そのように行なう意志と可能性のあることを意味する。この際、仕事の結果得られる収入が断続的であってもよい。

収入を伴う仕事とは、現金・現物の如何を問わず、また名目の如何を問わず、賃金・給料・利潤その他の報酬を伴う社会的に有用な仕事である。仕事をしないでも収入がある場合は職業に従事することにならず、また仕事をしていても収入を伴わない場合はその仕事は職業とならない。

仕事をしないでも収入がある場合とは、

- (1) 利子・株式配当・家賃・間代・小作料・権利金などの財産収入を得ている場合（ただし、アパート経営・賃金業などを業として営んでいると判断される場合は職業とみなす。）
 - (2) 恩給法・生活保護法・厚生年金法・失業保険法などの社会保障による収入を得ている場合
 - (3) 小遣・仕送金などの贈与を受けている場合
 - (4) 競馬・競輪・パチンコなどの配当または賞品を得ている場合
 - (5) 賛金引出、保険金受取、借入、土地・株券などの売却による収入を得ている場合
 - (6) 学生・生徒の受ける奨学金などの収入であって、給料以外のものを得ている場合
 - (7) 職業訓練施設において、職業訓練生が訓練手当・ほう（褒）賞金を得ている場合
- などをいう。

仕事をしていても収入を伴わない場合とは、

- (1) 自己の世帯のための家事・家庭菜園の作業または小遣程度の収入を得て自己の世帯のための子守・留守番などに従事している場合
 - (2) P T Aの役員などが無給の仕事に従事している場合
- などをいう。

また、法律違反行為、法律による強制労働によって収入を得ている場合は職業に従事しているとみなさない。すなわち窃盗・強かつ・売春・密輸など、および受刑者の仕事は職業とみなさない。

なお、自己の属する世帯の家業に従事している家族従業者の仕事は、賃金・給料などの報酬を受けているかどうかは必ずしも明確ではないけれども、継続的に一定時間（たとえば1日平均2時間、あるいは通常の就業者の就業時間の $\frac{1}{2}$ 以上など）就業していれば、その仕事を職業とみなす。ただし義務教育を受けているものは、継続的に家業に従事していても調査の目的によっては家族従業者とし

て扱わない場合がある。

2. 分類の単位と基準

職業分類を適用する単位は個人である。職業分類は個人が従事している仕事の種類をその異同性に着眼していくつかの項目に分け、それを体系的に配列したものであって、大分類12、中分類53、小分類 393の3段分類からなっている。仕事の種類を区別する基礎には、個人が行なっている分業が社会的にまたは事業所の内部でどの程度に確立しているかという事情がある。日本標準職業分類では、この基礎を考慮し、さらに次の諸点を基準として分類項目の設定と統合と配列が行なわれている。

- (1) 必要とされる知識や技能の程度
- (2) 生産される物または提供されるサービスの種類
- (3) 使用する原材料・道具・機械設備の種類
- (4) 従事する環境
- (5) 事業所またはその他の組織の中で果たす機能
- (6) 個々の職業に従事する人数の大きさ

3. 職業の決定の仕方

2つ以上の職業に従事している人の主たる職業（注1）、または1つの勤務先で各種の型の仕事を行なっている人の職業を決定する一般的な原則は次のとおりである。ただし、特殊目的に利用する場合にはこの原則によらないでもよい。

- (1) 2つ以上の職業に従事している場合
 - (ア) 就業時間（注2）の長い職業をとる。
 - (イ) (ア)によりがたい場合は収入（注2）の多い職業をとる。
 - (ウ) (ア)および(イ)によりがたい場合は調査時最近の職業をとる。
- (2) 勤務先は1つであるが、そこで従事している仕事の種類が多数の分類項目にわたり、容易に分類項目をきめがたい場合
 - (ア) 自衛官・警察官・海上保安官・消防官の身分をもつものは、それぞれ自衛官・警察官・海上保安官・消防官の職業をとる。
 - (イ) (ア)に規定された以外のものは、就業時間（注2）の長い仕事をとる。
 - (ウ) (ア)および(イ)のいずれにもよりがたい場合は、次にあげる優先順位に従い、優先度の高いグループに属する仕事をとる。
 - (a) 農林業作業者、漁業作業者、採鉱・採石作業者
 - (b) 技能工、生産工程作業者
 - (c) 運輸・通信従事者
 - (d) 保安職業従事者、サービス職業従事者
 - (e) 専門的・技術的職業従事者
 - (f) 販売従事者

(g) 管理的職業従事者

(h) 事務従事者

(エ) (ア)、(イ)および(ウ)のいずれにもよりがたい場合は、主要工程または最終工程による。

(注1) いくつの職業に従事しているかということは次のような意味である。

(1) 雇用者の場合

賃金・給料などの支給者数と等しい数の職業に従事しているものとする。

たとえば1つの工場で文選・植字・印刷の仕事に従事している場合は1つの職業に従事していることになるが、A工場で文選・植字、B工場で文選・印刷の仕事に従事し、それぞれの工場で賃金をもらっていれば2つの職業に従事することになる。

(2) 個人業主の場合

異なる経済活動を営む事業所をいくつ所有経営していても、経営が同じ（自己の名儀）であれば1つの職業に従事しているものとする。したがって、個人業主としてしか働いていない場合はその職業は2つ以上になることはない。

(3) 個人業主であり雇用者である場合

上記(1)および(2)によってきまる雇用者としてのいくつかの職業と個人業主としての職業に従事しているものとする。

たとえば自己の所有経営する病院で病院長および外科医として働いている場合は1つの職業に従事していることになるが、他人の経営する病院の外科医として働いていながら自分でも病院を所有経営している場合は2つの職業に従事していることになる。

(4) 家族従業者の場合

個人業主に準じてあつかう。

(注2) 期間について特に定めのない場合は、通常の状態から判定し、期間について特に定められている場合は、その期間内における就業時間または収入の多少を比較する。

4. 分類符号

本分類は大分類・中分類・小分類の3段分類であり、分類符号として大分類項目はアルファベットで、中分類項目は2けた、小分類項目は3けたのアラビア数字で示されている。

同一中分類に含まれる小分類項目数が10以上ある場合には1個の中分類項目に対して連続した2つ以上の2けたの数字を配当してある。

次に上位から3けた目には0の符号を用いないことにした。これはたとえば03という中分類項目を3けたであらわす必要があるとき 030と書きあらわすための便宜を考慮したものである。したがって、3けたの分類符号は030からはじまらないで031からはじまっている。

また、小分類の末尾項目の上位から3けた目の9の数字は、ある分類項目を細分する際、いくつかの分類項目を設け、残りを一括して「その他の～」あるいは「他に分類されない～」とすれば十分である場合に、最後の雑分類項目であることを示すために番号をとばして9の数字を用いた。このよう

にすれば必要に応じて雑分類項目の中から容易に分類項目を抜きだして独立項目とすることができます。ただし、9の数字は、分類項目が10以上連續する場合一貫番号としても用いられているからこれには2通りの意味がある。

付：3 無職業者の分類

職業分類は、普通有職業者を分類するものであるが、職業統計の目的によっては無職業者を分類する体系が存在していることが便利である。部会はこの点に関して検討できなかったので、旧分類の一般原則4、無職業者の分類に掲げられた事務当局案を参考のために掲げておく。

第1案

1. 財産所得者

11. 利子・配当・地代などによる生活者
12. 年金・保険金などによる生活者
13. その他の財産所得者（財産売却・借金など）

2. 生活保護法等による所得者

21. 公共の保護を受けるもの
22. 民間の保護を受けるもの

3. 社会福祉施設の収容者

31. 公共施設の収容者
32. 民間施設の収容者

4. 扶養家族

41. 主婦
42. 乳幼児
43. 通学者
44. 主婦以外の家事従事者
45. その他の家族（老人・病人・不具廃疾者など）

5. その他の無職業者

51. 在監人
52. 他に分類されない無職業者

第2案

第1案においては失業者、新規求職者などを取扱っていないが、これらについては次に示すように2つの案が考えられる。

- (a) 第1案の小分類でそれぞれを失業者・新規求職者・非労働力に分ける。
- (b) 第1案の各項目に含まれている失業者・新規求職者を取り出し、残余を第1案と同様に分ける。

1. 失業者
2. 新規求職者

- 3. 財産所得者
- 4. 生活保護法等による所得者
- 5. 社会福祉施設の収容者
- 6. 扶養家族
- 7. その他の無職業者

以下第1案に同じ。

(註) 3～7の合計は非労働力に当たる。ただし、15才未満の人口も含まれる。